

第3次稚内市総合計画 施策実施状況調査

02 愛情あふれるきずなの形成

03 福祉施設の整備

02 障害者(児)福祉施設の整備

主要施策	施策実施状況(※1)						問題点、課題
	実施状況	進捗率		第4次の方向性	小項目の総合的評価		
		(%)	ペース		評価	評価内容	
10 小・中学校の障害児教育の充実 (学校教育課)	4	100%	3	1	2	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活上の介助や学習活動上の支援や児童生徒の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習の困難を改善又は克服するため適切な指導及び支援を行うことを目的に、平成19年度から特別支援教育支援員を小学校4校へ11名配置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、小・中学校及び高等学校等における発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する一貫した総合的な支援体制の整備が必要である。 保護者の意向を十分に聴取し、各学校の情報提供など積極的に行い、障害についての十分な相互理解の上でより適切な教育環境の整備を図ることが必要である。
20 障害者(児)施設の整備 (保健課)	4	100%	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 18年度より指定管理者制度により稚内早期療育推進委員会に委託をしている。又、豊富町、猿払村と広域圏で早期療育通園センターの事業運営を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年10月より障害者自立支援法が改正になり、利用料が高くなったことにより、実人数、利用回数等の減少が見られる。今後の取り組みとして、利用者の増を図るための支援の方策を3市町村で協議の必要がある。
(社会福祉課)	4	100%	3	1	2	<ul style="list-style-type: none"> 障害者施設である「はまなす学園」に体育館を新築し入所者だけでなく市内の障害者によるコーラス教室やポッチャ教室の会場として利用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援法の施行により、現行の施設入所者のうち軽度の障害者の主な移行先となるグループホーム、ケアホームの数が十分ではなく、整備拡充が必要である。主に在宅生活している障害者でグループホームへの移行が見込まれる方や市外の入所施設を退所して稚内に戻ってくる障害者のための地域生活の場としてのグループホーム、ケアホームの整備を進める必要がある。【21年度、22年度に整備が必要である。必要定員は10名程度が見込まれる】 稚内市北光園(身体障害者入所授産施設)については、入所施設としての存続が困難なため、福祉ホームへの転用など新体系への移行に向けた整備が必要である。 新たな雇用の場の創出に努めるほか、医療的ケアが必要な障害者への支援施設やサービスの充実を図る必要がある。 重度心身障害者(児)に対応可能な施設整備の検討も必要である。
30 グループホームの整備 (社会福祉課)	4	100%	3	1	2	<ul style="list-style-type: none"> 在宅で両親などと同居しているが、親の病気等により贅沢生活が困難となった障害者の居住の場として、知的障害者～7箇所、精神障害者～4箇所のグループホーム(一部、ケアホーム兼)の整備を図った。 	